

令和3年4月30日

保護者の皆さま

島本町立二中学校
校長 松本 剛

新型コロナウイルス感染症に係る各ご家庭へのお願い

春暖の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本校の教育活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府では4月25日から緊急事態宣言対象地区となったことを踏まえ、改めて新型コロナウイルス感染症予防の対応をお願いいたします。

記

1 感染予防対策について

- (1) 健康観察シートを活用し、健康チェックを継続してください。
- (2) 手洗いや咳エチケット等、徹底をお願いします。
- (3) 免疫力を高めるため、適度な運動を含め規則正しい生活を送ってください。
- (4) 感染リスクが高い三密(密閉、密集、密接)を避けるようにしてください。
- (5) 不要不急の外出は控えるようにしてください。
- (6) 発熱などの風邪症状等がある場合は、無理をせず自宅で療養し、早めに医療機関に相談してください。

2 児童生徒が感染の疑い、もしくはPCR検査を受けることになった場合について

- (1) 児童生徒の症状や保健所・医療機関の指示内容等を早急に学校までお知らせください。
- (2) 休日に判明した場合は、下記までご連絡ください。その際「緊急です。折り返し連絡をお願いします。」とお伝えください。役場から学校に連絡をとり、折り返し保護者の皆さまにご連絡します。

休日の連絡先 島本町役場 075-961-5151

(3) 児童生徒が濃厚接触者となった場合について

- ア 保健所の指示により、感染者と最後に濃厚接触をした翌日から起算して原則2週間、出席停止とします。
- イ PCR検査を受検し、陰性となった場合も、上記のとおりとします。

(4) 同居の家族等が濃厚接触者となった場合について

- ア 出席停止等の対応は、原則行いません。

イ 濃厚接触者に発熱等の症状がみられる場合は、PCR検査が行われる前には保健所等関係機関と相談を行い、出席を見合わせるように依頼する場合があります。その場合、児童生徒は出席停止とします。

3 臨時休業の範囲について

臨時休業を行う場合は、原則として次の範囲とします。

感染状況等		臨時休業の範囲
1	校内に感染者が確認されたが、校内での感染リスクがない場合	臨時休業なし
2	校内に感染者が確認され、濃厚接触者の状況から感染拡大のリスクがある場合 (1) 濃厚接触者が当該学級内に限定できる場合 (2) 濃厚接触者が当該学年内に限定できる場合 (3) 濃厚接触者が学校全体にいる可能性がある場合	(1) 当該学級のみ (2) 当該学年のみ (3) 当該校のみ
3	複数の学校で感染者が確認された場合	当該校のみ又は町内一斉臨時休業

※ ただし、上記にかかわらず、地域の感染状況、校内の感染者数等により、保健所の指示に従い、臨時休業の範囲を総合的に判断する。

4 給食の対応について

- (1) 臨時休業期間中の給食は行いません。
- (2) 感染が判明した日の給食の実施については、判明した時間により判断します。
- (3) 親子給食で、親側の学校が臨時休業となった場合、子側の学校については、その期間中、弁当持参とします。

5 その他について

感染のリスクは誰にでもあることから、思い込みによる差別や偏見につながるようなことがないように、十分ご配慮いただくとともに、SNS等で不用意な発信をしないようご注意ください。